

規 則

「千曲市学校給食実施規則」をここに公布する。

令和8年3月10日

千曲市教育委員会

千曲市教育委員会規則第1号

千曲市学校給食実施規則

千曲市学校給食費徴収に関する規則（令和 2 年千曲市教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）

第 3 条第 1 項に規定する学校給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校 千曲市立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。
- (4) 給食費 法第 11 条第 2 項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。

（学校給食の実施計画）

第 3 条 学校長は、学校給食の実施計画を別に定める日までに千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

（実施計画の変更）

第 4 条 学校長は、前条の規定による学校給食の実施計画を提出した後に学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の原則 14 日前までに教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、14 日前までに届け出ることができないやむを得ない事情があるときは、学校給食を中止する必要がある場合、速やかに届け出るものとする。

（学校給食の中止）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食を実施することが困難又は不相当と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により学校給食の全部又は一部を中止したことにより児童等又は保護者に生じた損害については、その賠償の責を負わない。

(給食費の額)

第6条 給食費の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収等)

第7条 市長は、前条の規定により定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受ける児童等の3月末日を納期限とする給食費は、当該児童等の保護者が2月までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下この項において「転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、

既に転校等児童等最終給食費を徴収しているときは、当該差額を速やかに還付するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受け、当該年度中に転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下この項において「転入転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、既に転入転校等児童等最終給食費を徴収しているときは、当該差額を速やかに還付するものとする。

（給食費の納入等）

第8条 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、5月から翌年3月までの各月の末日（12月については25日）までに、給食費を納入しなければならない。ただし、当該日が千曲市の休日を定める条例（平成15年千曲市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。

- 2 給食費の納付は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 口座振替による納付
- (2) 納入通知書による納付
- (3) 千曲市児童手当事務取扱規則（平成24年千曲市規則第28号）第28条の規定による児童手当からの徴収
- (4) 千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第10号）第2条の規定による支給対象経費からの徴収
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条に規定する代理納付

（給食費の減額等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、学校長から届け出があつた場合は、給食費を減額することができる。

- (1) 病気、事故その他の理由により連続して5日（休日を除く。）以上欠席をしたとき。
- (2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、給食費の全部又は一部を減額することができる。

（教職員等に係る実費相当額の納入）

第10条 教職員、学校給食従事者等児童生徒以外の者が学校給食の提供を受けたときは、小学校で学校給食の提供を受けた者及び学校給食従事者等については小学校高学年の区分、中学校で学校給食の提供を受けた者については中学校の区分とし、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない。

2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第7条から前条までの規定を準用する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千曲市学校給食実施規則の規定は、施行の日以後の学校給食に係るものから適用し、施行の日前の学校給食に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第6条、第10条関係）

区分	給食費の額（1人1日につき）
小学校 低学年（1～3学年）	355 円
小学校 高学年（4～6学年）	370 円
中学校	410 円